

競争促進政策と寡占体制

小西唯雄 編

編者紹介

1931年 神戸市に生まれる
1955年 関西学院大学経済学部卒業
現在 関西学院大学経済学部教授

執筆者紹介（執筆順）			担当章
とみ富	やま山	やす康	1
あちち	やま山	しやう昌	2, 8
こ小	にし西	ただ唯	3
ね根	がし岸	あきら哲	4
はし橋	もと本	よし介	5
やす安	い井	せう三	6
い石	い井	じ二	7
		し史	



競争促進政策と寡占体制

昭和51年 3月15日 初版第1刷印刷
昭和51年 3月20日 初版第1刷発行

¥ 2, 800.

編者 小西唯雄
発行者 江草忠允

東京都千代田区神田神保町 2〜17
発行所 株式会社 有斐閣
電話 東京 (264) 1 3 1 1 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座 東京6-370番
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
京都支店 [605] 左京区田中門前町 44

印刷・株式会社天理時報社 製本・新日本製本株式会社
©1976, 小西唯雄. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

3033-063290-8611

は し が き

自由経済体制を維持してゆくためには、競争秩序を維持することが不可欠の前提である。したがって、競争の維持・促進を目的とする独占禁止政策が、いずれの国においても基本的な重要性をもつものとして注目されているが、独禁政策は、独占禁止法の適用という形で競争の原理を働かせようとするものであるから、法と経済の両面から学際的な研究が進められる必要がある。また、生きた経済に競争の原理をあてはめようとするれば、理論と実際のギャップについても十分配慮されなければならない。

そこで関西経済研究センター（理事長・芦原義重）では1971年および72年のプロジェクトとして、関西学院大学の小西唯雄教授を主査に「寡占体制と競争促進政策の学際的研究」を行った。73年末の石油ショックとこれに伴う狂乱インフレ、そしてそれを背景にまきおこった独禁法改正論争など予期せぬいろいろな事情で報告書の出版が遅れたが、むしろ学際的研究はいま各方面で痛感されるようになってきているので、本書は独占禁止政策の解明に大いに貢献しよう。

小西教授をはじめとする研究メンバー各位および出版に際して多くの労をとっていただいた有斐閣編集部岡村孝雄氏に謝意を表したい。

1976年2月

財団法人 関西経済研究センター

常務理事 加 藤 良 雄

『競争促進政策と寡占体制』の刊行によせて

本書は小西唯雄教授を主査とする関西経済研究センターの研究プロジェクト「競争促進政策研究会」（1971～72年）の成果をまとめられたものである。私は以前にこの研究会の前身にあたるかと思われる同センター「産業体制問題」研究部会に関与したことがあり、その研究報告（熊谷尚夫編『市場構造と経済効率』有斐閣、1968年）を公けにしている因縁もあってか、この力作揃いの論文集への序文をもとめられたことは光栄のいたりである。

1969年の鉄鋼大型合併問題、昨75年の独占禁止法改正問題を二つの大きな山として、わが国においても、現代の大企業制産業組織に対する公共政策のあり方について世人の関心が次第に高まってきた。とくに昨年のはじめ、独占禁止法の強化の方向での改正案が与野党一致で衆議院を通過したことは、今後の帰趨についての予断はゆるされないとしても、世論の動向を反映するものであったといえよう。こうした出来事が持ち上がるたびに痛感されてきたことは、独占禁止政策をめぐる経済学と法学とのいわば学際的研究協力の必要性であって、そのような協力はとくにわが国において未成熟であり、この間隙を埋めようとする意図のもとに企画された研究会の成果が世に問われることは、まことに機宜を得た意義をもっていると考えられる。

経済学者の側からみれば、独禁法制を経済政策の一手段と見なすことは自然の傾向であろうが、しかしその場合にも、経済政策の目標自体についての把握がたとえば資源の効率的利用といった狭義の「経済的」目標に局限されるとするならば、それが独禁法にいう「公正かつ自由な競争」の促進、あるいは「事業支配力の過度の集中」の防止といった概念の意味内容と予定調和的に合致する保証はない。ということは、独占禁止をめぐる公共政策の目標

自体についても、経済学と法学との間で一致と不一致の範囲を明確にする必要があることを意味しているであろう。本書の第1編の諸論文は、そのような問題をわれわれに提起しているように思われる。

私的独占の禁止あるいは競争の維持促進のためにとられるべき諸手段の範囲についても、独禁法制の運用には法の運用が一般的に準拠しなければならない制約があるから、もし仮に経済学的認識にもとづいて有効と判断される手段が見いだされたとしても、それがただちに法的に実施可能とは限らない。そのような実施可能性を拡張する途をさぐることが、おそらく法改正をも含めた独禁政策の今後の課題であろう。しかしながら、この分野での経済学的知識の現状が独禁法運用に的確な判断資料を提供するのに程遠いことは、本書の第2編の二つの論文によっても指摘されているとおりであって、その点では、独禁法学の側からのニードによりよく応えるために経済学プロパーの領域での研究の前進が要請されているのである。とりわけ厄介な問題は、いわゆる「寡占」的な市場構造のもとでの市場行動や市場成果について確定的な推論を引きだすことが、理論的にも実証的にも甚だしくむずかしいという事情である。本書第3編の「管理価格」についての二つの論文は、この問題をめぐる論議の現状を明らかにしてくれるものとして非常に有益である。

私自身、本書の諸論文のすべてをなおいっそう熟読して、ここに提起されている多くの問題点を自分なりに明確な形に整理し、それらに対する態度決定をくだててみたい意欲を大いにそそられている次第である。

1976年2月

熊谷尚夫

目 次

は し が き

『競争促進政策と寡占体制』の刊行によせて

第1編 競争促進政策の基礎

第1章 競争秩序における自由	3
I はしがき——独禁法と自由——	3
II 効率と自由	4
1 『コロンビア・ロー・レビュー』誌上の論争.....	4
2 効率の基準と自由の基準	6
III 自由の諸側面	9
1 自由の多義性	9
2 公正で遵守可能な法	10
3 消費者の自由	12
第2章 経済政策としての競争促進	15
I 競争促進政策の位置づけ	17
II 構造的政策としての競争促進，独占禁止政策	19
1 定 義	19
2 経済の調整機能	21
3 独占・寡占化のひとつの要因——不確実性と市場組織——	23
III 競争促進政策と公正の基準	27
第3章 競争促進政策と「有効競争」	31
I は じ め に	31
II 競争促進政策の一般的意義	33
1 経済政策の目的と競争促進政策	33
2 競争促進政策の基本的性格	36

2 目 次

3 競争促進政策の根拠	37
Ⅲ 「有効競争」規準をめぐる問題	42
1 「有効競争」規準出現の背景	43
2 「有効競争」論と三つの立場	44
3 競争促進政策施行の原則	49
Ⅳ わが国競争促進政策のあり方——結論に代えて——	57
1 「独占禁止政策」の強化	58
2 通産政策路線の転換	61

第2編 独占禁止法と経済学

第4章 独占禁止法運用と経済学	65
——「独禁法運用における経済学利用の効用と限界」序説——	

Ⅰ 本章のねらい	65
Ⅱ 法学的アプローチと経済学的アプローチとの違い を生ぜしめる諸ファクター	67
Ⅲ 当然違法の原則と条理の原則	73
Ⅳ 違法性の判断基準に関する若干の具体的問題	76
1 成果基準は違法性の判断基準とはなりえない	76
2 違法性の判断基準の単純化——とくに合併規制との関連において——	78
Ⅴ お わ り に	84

第5章 「競争の実質的制限」の判定基準	85
---------------------------	----

Ⅰ アメリカにおける独占の判定基準	85
1 メイスンの問題提起	85
2 ブリュースター・ニール説	86
Ⅱ 「競争の実質的制限」に関する独禁法の判定基準	92
1 「競争の実質的制限」の予備的検討	93
2 「一定の取引分野」における競争の実質的制限	94
3 公共の利益に反して	104
Ⅲ わが国における有効競争論	114

1 わが国の有効競争論の特徴	115
2 「失業と入超のジレンマ」の時期	116
3 「貿易・資本の自由化」の時期	119
IV 独禁法の効果的な運用のために	125
1 有効競争論の興	125
2 有効競争論の基準と「競争の実質的制限」	127
3 「競争の実質的制限」と経済学	134

第3編 管理価格と消費者行政

第6章 寡占体制と「管理価格」	143
——公正取引委員会および独占禁止懇話会の 調査と問題視角をめぐって——	
I は し が き	143
II 管理価格の概念	144
III 管理価格形成の条件	146
1 市場構造面からの考察	146
2 市場行動の面からの考察	149
IV 管理価格の弊害	152
1 管理価格と資源配分機能	152
2 管理価格とインフレーション	153
V 管理価格対策	154
1 独占禁止法の適用による規制	154
2 独占禁止政策以外の管理価格対策	160
VI 結 び	163
第7章 管理価格と独禁政策	165
I 管理価格の基礎	165
1 市場メカニズムとフルコスト原則	165
2 管理価格問題の意義	168
II 市場構造の競争性	171

4 目 次

1 集中度と利潤率	171
2 集中と規模の経済性と市場支配力	175
3 集中と技術革新	178
4 参入障壁と製品差別	180
5 集中とインフレーション	184
III 公共政策のパターンと選択	190
1 自由放任	191
2 公正利潤率規制	191
3 コストベネフィット分析（弊害規制主義）	193
4 非自由裁量的反トラスト（原則禁止主義）	194
5 公共政策の選択	196
IV 非競争的市場構造に対する規制の有効性	198
1 企業分割制度	198
2 非自由裁量的な企業分割	200
3 企業分割制の評価	202
4 結 論	203
第8章 消費者主権と消費者行政	207
I 経済分析における消費者	207
II ガルブレイスの指摘	209
III 伝統的消費理論の修正	211
IV 消費者行政のあり方	213
あ と が き	217

第**1**編 競争促進政策の基礎

第1章 競争秩序における自由

I は し が き

——独禁法と自由——

独占禁止法ないし競争維持政策がいかなる目的のものか、について、若干の考察をしたい。

独占禁止法の第1条は、同法の目的を述べているが、中心になっているのは「公正かつ自由な競争」の促進という言葉である。公正とか自由という言葉は、通常は、社会的価値基準をあらわす言葉として用いられる。ただし、必ずしもそうではない。たとえば、自由経済と統制経済のいずれが経済的効率をあげるか、という問題設定では、効率が基準であって、自由とか公正とかは効率という目的を達成する手段としての一定の状態をさす言葉にすぎず、格別の社会的価値として問題にされているのではない。そして、独占禁止法ないし競争政策の目的の一つが、資源の合理的配分などの効率にあることには、ほとんど異論がない。そこで、独占禁止法の目的は、効率という経済的目的だけなのか、それ以外の社会的目的をも有していて、それが公正とか自由という言葉で示されていると考えてよいかという問題が出てくる。

ここでは、自由に絞る。自由という言葉は多義的だがある程度歴史的に確定されてきた内容をもつのに対し、公正という言葉はどこからとりかかってよいかわからないほど多義的である。公正という概念の整理は後日に譲りたいが、後に述べるように、反トラストにおける「公正」とは何かの問題のかかなりの部分は、「自由」のほうからアプローチできそうである。

自由も多義的である。どの場面について、あるいは何に即して問題にされるかによって、さまざまな意味をもつ、さらに、時代によっても異なってくるところがあって、たとえば、生産者と消費者とを同じ主体として考えられた19世紀の初めのころの自由の概念と、そういう考え方が通用し難くなった現代とでは、ちがいが出てくるであろう。

最近のコンミュニマリズムとも関係するようである。消費者運動は多彩であって、たんに、欲しい物を安く買いたいということにつきない。いろいろな面がある。そのかなりのものが、自由の問題と関係があるのではないかと思われる。

以上のように問題を設定すると、これはとても難しい。しかし、若干の考察と問題整理を試みておこう。

Ⅱ 効率と自由

1 『コロンビア・ロー・レビュー』誌上の論争

反トラストがいかなる目的のものかを考えるための、一つの好個な材料として、『コロンビア・ロー・レビュー』誌上に2度にわたって行われた論争がある。¹⁾ 反トラストは効率という経済的目的のもので、社会的目的をもちこんではならないとするボーク (Bork) およびボウマン (Bowman) と、社会的目的を有することを肯定すべきだとするブレイク (Blake) およびジョーンズ (Jones) の間に行われたものである。

ボークとボウマンは、つぎのようにいう。反トラストは、「競争の維持」と「競争者の維持」の、二つの政策の間を動揺してきた。反トラストの目的は、最大限のアウト・プットをうる資源配分にもみあるべきで、そのための競争維持政策でなければならない。ところが、反トラストとは無縁であるべき競争者の維持の政策が強くなってきているのであって、これは反トラストの危機というべきである。そういう間違っただけの傾向として、とくにつぎの3点があげられる。

第1は、いわゆる exclusionary practices の規制である。価格差別、垂直的統合、排他的取引などは、企業が効率をもとめて行動するさいの競争手段にすぎず、ノーマルな競争手段というべきで、特別な事情がないかぎり競争を害するものではない。第2に、incipiency theory である。クレイトン法や連邦取引委員会法では、「独占を萌芽のうちにつみ採る理論」が用いられてきたが、競争減殺の萌芽がある、といえ、あらゆる集中へのトレンドがそうであることになる。しかし、かかるトレンドは企業が効率を増加しようとするものであって、これを否定すれば効率の実現が阻まれる。第1の点としてあげた企業慣行の規制は、その著しい例である。第3に、以上のような、反トラストとは実は無縁である政策は、反トラストに社会的目的があるとする「保護主義者」の主張で正当づけられてきた。しかし、反トラストに社会的目的をもちこむのは許されないのであって、競争維持による経済的効率の達成が、事実上の副産物として社会的目的なるものを満足させることがあるにすぎないのである。

これに対して、ブレイクとジョンズは、つぎのように反論する。反トラストの目的は、複数であって、効率という経済的目的のみならず、政治的目的をもつ。その政治的目的は、一つは、政治的干渉を最少限にすること、他の一つは、諸個人の自由の確保であって、消費者と、現在および将来の事業者の機会の自由 (freedom of opportunity) を最大限にすることである。そこで、反トラストはつぎの三つの社会的目的をもつものと考えられる。

(1) 公的および私的権力をできるかぎり少なくすること。(2) 自律的市場 (self-policing markets) を維持すること。(3) 諸個人の自由と機会を保障することである。(2)の自律的市場の維持それ自体に価値をみとめるから、独占の経済的成果の如何を問わないで法が適用されてきた。また(3)の諸個人の自由と機会の保障にも価値をみとめるから、集団ボイコットや抱き合わせ販売などを、それらが市場の全体の競争への影響が少ない場合でもこれらを違法としてきた。経済的効率もまた、反トラストの目的の一つではある。しかし、ボークとボウマンが exclusionary practices について主張しているのは、広告が効率的にでき

るとか資本コストを少なくするなどの、無形の資源の利用についての効率で、それは不確かな漠然とした効率であって、こういう効率を優先させろというのでは反トラストは成り立たない。反トラストに合致するのは物の生産や技術の配分などから生ずる確かな内容の効率であって、その効率の観点からは、カルテルや合併や exclusionary practices などの人為的手段によらないで生れた独占は違法とせず、また価格協定などを当然違法としながらその他の経済的成果を生むかもしれない共同行為は当然違法とはせず、また、集団ボイコットや抱き合わせ販売などは経済的効率が考えられないので厳しく規制する、というかたちで反トラスト体系に入ってくるのである。このようにして、社会的目的と経済的目的とが調整されながら、健全な反トラストが形成されてきたのである。こういう反トラストにとって、これまで敵であったのは、たんに小企業が小企業であるゆえに保護されるべしという主張であって、その主張によって価格差別の規制を不当に拡張したロビンソン・パットマン法が生れたが、ボークとボウマンの主張は、反トラストにとって新たな敵といわねばならない。

2 効率の基準と自由の基準

以上、『コロンビア・ロー・レビュー』における論争の、双方の主張を要約した。さらに要約すると、ブレイクとジョンズのいう反トラストの社会的目的は、「自由」という言葉で表現される価値基準に包括される。ボークとボウマンは、反トラストの目的について、究極的には「効率」が唯一の基準であるべきだとするのに対して、ブレイクとジョンズは、効率と自由の基準を反トラストにみとめ、しかも、自由をより優先的な基準ないしは、すくなくとも効率に従属的ではない価値基準としているのである。

両者の論争をすこし整理してみよう。

まず、両者の主張に、結果的には一致している点がいくつかある。とくにつぎの二つの点である。

第1に、価格カルテルなどを当然違法とする反トラスト法の規制については、

実は両者ともこれを承認しているのである。ただし、ブレイクとジョーンズは、この当然違法の法理がまさに自由の価値基準によるところで、反トラストの核心であるというのに対し、ボークとボウマンは、あくまで効率に価値基準をおいて、そのための競争維持→カルテルの当然違法というふうに主張しているところが異なる。この点のボークとボウマンの説明はやや明瞭でないが、カルテルを当然違法とすることが、長い目でみれば効率を増す競争維持に役立つということであろう。また、これはボークとボウマンが主張するところではないが、法というものを通じて政策が遂行される場合、かなり一般的・形式的な法的判断の基準が設定されなければ、積極的に法が運用されることが困難になるから、シャーマン法1条のカルテル規制では当然違法の法理が用いられ、2条の独占規制では経済的成果の如何を問わないで法が適用されるのであると説明することもできる。だから、「効率」から当然違法を肯定することは可能なのであるが、ブレイクとジョーンズがいうように、現実には、「自由」というものについてかなり広汎な社会的コンセンサスがなければ、当然違法の法理が働くことが困難であることは否定できないであろう。

第2に、ロビンソン・パットマン法については、両者とも反対している。低能率企業の温存ということは、競争というものに真向から対立するものであるからである。ブレイクとジョーンズが、社会的目的として、自律的市場の維持と並べて、諸主体の自由と機会の保障をあげているが、それは、能率による自然淘汰というインパーソナルな市場法則以外には、諸主体の自由と機会に圧力が加えられることをできるだけ阻止しようというものであって、たんなる弱者保護ではない。だから、ボークとボウマンが、競争の維持か、競争者の維持か、というふうに問題を設定して、クレイトン法・連邦取引委員会法制定いろいろのあらゆる反トラスト法の発展を攻撃したのは、一見明快であるようだが粗雑のそしりを免れない。しかし、「諸主体の自由」ということに、たんなる小企業保護の主張がまぎれこみ易いのは事実であって、自由と保護とは別だということを、反トラストを論ずるに当たって十分に確認しておかなければならないだろう。